

第11次戸田市交通安全計画（案）

～交通事故ゼロの「安心・安全なまち」を目指して～

[令和3年度～令和7年度]

戸 田 市

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第2章 交通事故等の現状	3
1 戸田市内の交通事故の推移	3
2 戸田市内の交通事故の特徴	4
第3章 第10次計画の成果と第11次計画の目標	7
1 第10次戸田市交通安全計画の成果	7
2 第11次戸田市交通安全計画の目標	8
3 交通安全対策の方向	8
○ 対策の重点	8
(ア) 高齢者及び子どもの安全確保	8
(イ) 自転車及び歩行者の安全確保	9
(ウ) 交通事故が起こりにくい環境づくり	9
第2部 講じようとする施策	10
第1章 道路交通環境の整備	11
1 交通安全対策の推進と人優先の安全・安心な歩行空間の整備	12
(1) 重大事故の再発防止	12
(2) 道路の改築等による交通事故対策の推進	12
(3) 生活道路における交通安全対策の推進	12
(4) 交通環境のバリアフリー化	12
(5) 通学路等における安全対策	12
2 自転車利用環境の総合的整備	13

(1) 自転車通行空間の整備	13
(2) 放置自転車等の解消	13
(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備	13
3 交通安全施設等の整備	13
(1) 交差点の整備	13
(2) 信号機の整備	13
(3) 道路照明灯等の整備	13
4 効果的な交通規制の要請	14
5 駐車対策の推進	14
6 その他の道路交通環境の整備	14
(1) 道路使用の適正化	14
(2) 子どもの遊び場等の確保	14
第2章 交通安全思想の普及徹底	15
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底	16
(1) 幼児に対する交通安全教育	16
(2) 小学生に対する交通安全教育	16
(3) 中学生に対する交通安全教育	16
(4) 高校生に対する交通安全教育	17
(5) 若者に対する交通安全教育	17
(6) 成人に対する交通安全教育	17
(7) 高齢者に対する交通安全教育	17
(8) 障害者に対する交通安全教育	18
(9) 外国人に対する交通安全教育	18
2 自転車の安全利用の推進	18
(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知	18
(2) 自転車の安全利用に対する実施計画	19
(3) 自転車の安全利用に対する取組	19

(4) 幼児二人同乗自転車の普及促進	19
(5) 自転車の安全性の確保	19
(6) 自転車損害保険等の加入義務の周知	19
3 歩行者優先と正しい横断の徹底	20
4 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	20
(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底	20
(2) 飲酒運転及び迷惑運転根絶の推進	20
(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	20
(4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報活動の推進	20
5 交通安全運動の推進	21
第3章 安全運転の確保	22
1 運転者教育等の充実	23
2 二輪車の安全運転対策の推進	23
3 高齢化に向けた対策	23
(1) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用	23
(2) 自主返納しやすい環境の整備	23
(3) 高齢運転者への安全運転サポート車の周知	23
第4章 道路交通秩序の維持	24
1 交通指導取締りの要請	25
(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの要請	25
(2) 自転車利用者に対する指導取締りの要請	25
(3) 暴走族に対する指導取締りの要請	25
第5章 救助・救急活動の充実	26
第6章 被害者支援の充実と推進	26

第1部 総論

第1章 計画の考え方

第2章 交通事故等の現状

第3章 第10次計画の成果と第11次計画の目標

第1部 総論

第1章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

戸田市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、5年ごとに10次にわたり「戸田市交通安全計画」を策定し、各種対策を推進してきました。

その結果、市内の交通事故死者数は、平成3年の13人をピークとして着実に減少し、平成31年・令和元年には0人となりました。また、負傷者数は平成12年の1,341人をピークとしまして、令和2年は317人と7割以上減少となりました。

しかしながら、今なお発生する交通事故により、多大な社会的・経済的損失が発生しております。

交通事故防止は今後も全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる諸施策を積極的に推進していかなければなりません。

この第11次戸田市交通安全計画は、このような観点から安全な地域環境を実現するため策定するものです。

2 計画の性格

ア この計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、第11次埼玉県交通安全計画を指針として策定したものです。

イ この計画は、戸田市内の道路交通環境の整備、交通安全教育等についての総合的かつ計画的な対策を推進するため、市、市民、地域活動団体及び関係行政機関が実施する施策の大綱を定めたものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

第2章 交通事故等の現状

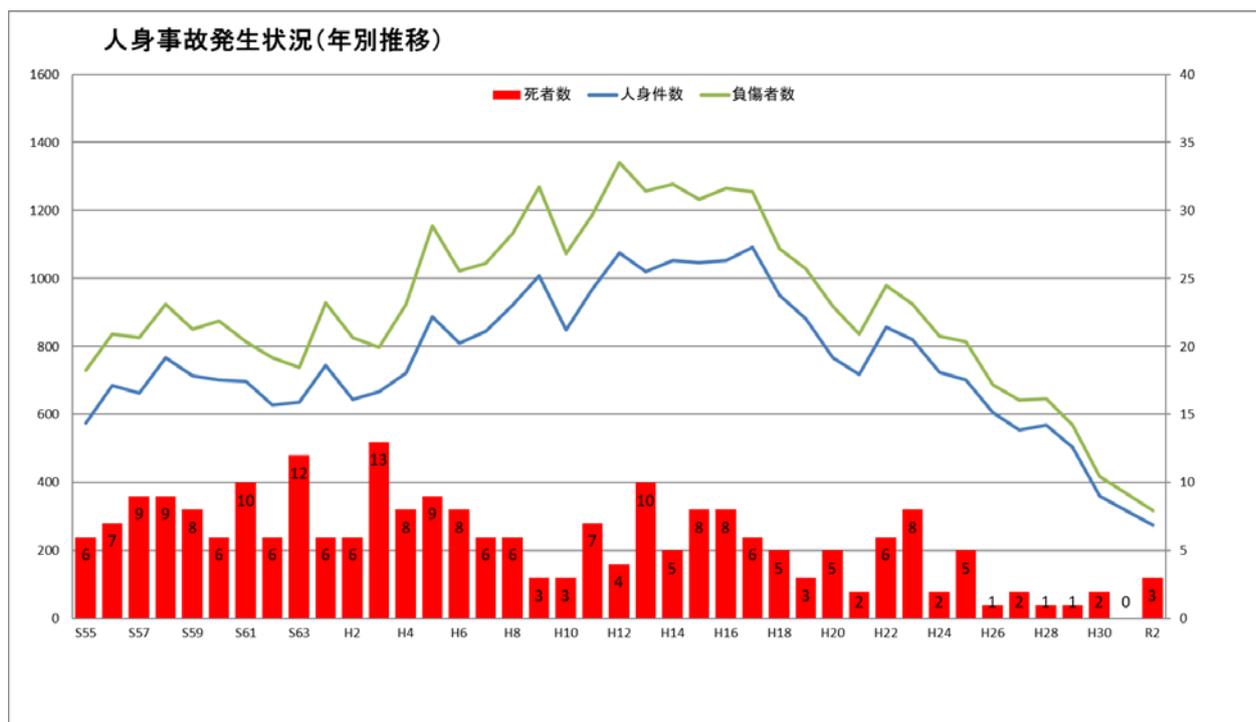
1 戸田市内の交通事故の推移

戸田市内における交通事故の死傷者数は、平成12年の1,345人が最多になりましたが、平成13年から平成17年までは横ばい、平成18年以降は年々減少し、令和2年には過去最も少ない320人となりました。

また、死者数については、交通安全計画策定前の昭和44年の18人が最多で、その後は増減を繰り返しますが、平成31年・令和元年には過去最少の0名となりました。

図-1 人身交通事故発生件数及び死傷者数推移

	人身件数	死者数	負傷者数		人身件数	死者数	負傷者数
S55	575	6	730	H13	1021	10	1258
S56	686	7	837	H14	1052	5	1278
S57	663	9	826	H15	1046	8	1232
S58	768	9	925	H16	1053	8	1265
S59	713	8	851	H17	1092	6	1255
S60	701	6	875	H18	950	5	1087
S61	697	10	814	H19	882	3	1029
S62	628	6	768	H20	768	5	919
S63	637	12	738	H21	719	2	836
H元	744	6	928	H22	856	6	980
H2	644	6	826	H23	821	8	924
H3	668	13	797	H24	725	2	830
H4	722	8	925	H25	702	5	814
H5	888	9	1154	H26	605	1	688
H6	810	8	1023	H27	554	2	643
H7	845	6	1044	H28	569	1	647
H8	922	6	1132	H29	504	1	568
H9	1007	3	1270	H30	361	2	417
H10	848	3	1073	H31,R1	317	0	368
H11	970	7	1188	R2	276	3	317
H12	1075	4	1341				



2 戸田市内の交通事故の特徴

戸田市の第10次交通安全計画年中における交通人身事故の死傷者数の特徴を図-3の主体別から見ると、平成31年・令和元年までは全ての年齢層において減少傾向にありましたが、令和2年は高齢者の件数が増加しています。

また、状態別では自転車と四輪が突出した事故件数になっています。平成28年では自転車が最も多い死傷者数となっていますが、平成30年からは四輪が上回っています。

図-4の令和2年高齢者の状態別・違反別死傷者数の歩行者と自転車の違反別を中学生以下と比較すると、歩行者での「違反なし」の割合は、中学生以下が3人中0人の0%に対し、高齢者は12人中10人で83%と、高齢者の違反はかなり少ない状況です。

また、自転車の状態を見ると、中学生以下の「違反なし」の割合は13人中7人の53%に対し、高齢者は11人中4人の36%と中学生以下の割合が多くなっています。第9次の最終年である平成27年では高齢者の「違反なし」の割合は22.5%、中学生以下の「違反なし」の割合は25%だったことを鑑みますと、高齢者、中学生以下のどちらともに自転車の安全運転に対する意識が向上していると言えます。

図-3 主体別・状態別 死傷者数推移

	主体別				状態別				
	中学生以下	高校生	その他	高齢者	歩行者	自転車	二輪原付	四輪	その他
H28	62	28	462	96	69	261	94	224	0
H29	51	17	433	68	52	219	98	199	1
H30	32	14	316	57	42	154	37	185	1
H31,R1	22	8	303	35	42	121	57	146	2
R2	18	9	250	43	36	109	41	134	0

主体別構成率 (%)



状態別構成率 (%)

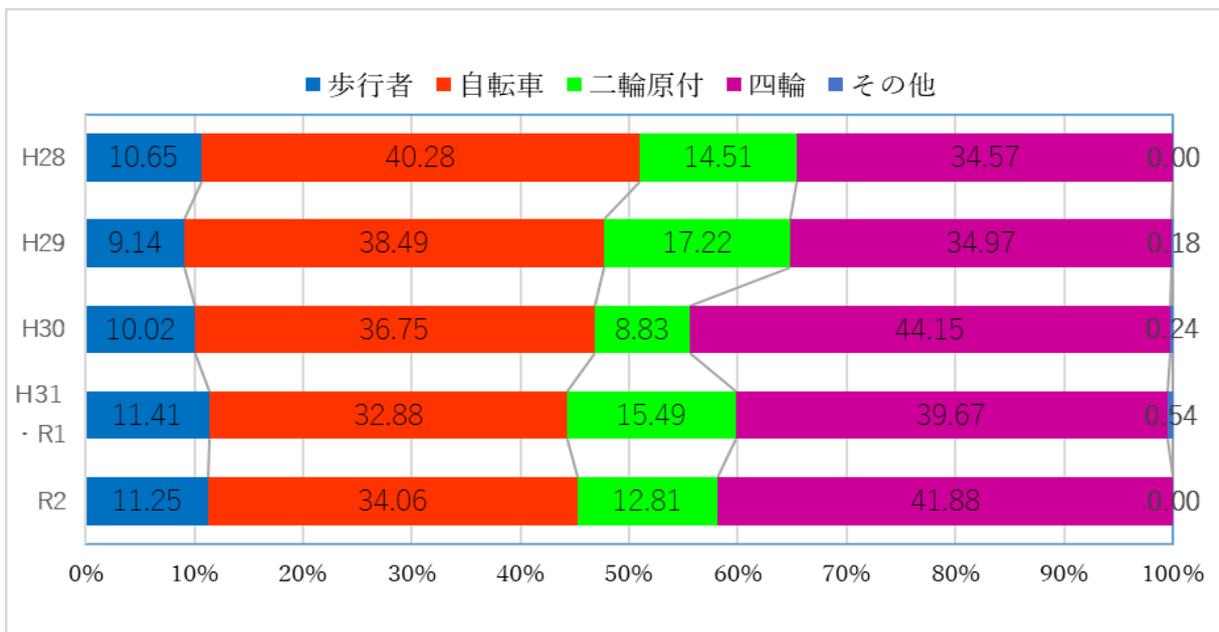


図-4 令和2年高齢者の状態別・違反別死傷者数（43人の内訳）

状態別・違反別	歩行者（12人）										自転車（11人）										原付・二輪車（同乗含む）	四輪車（同乗含む）			
	信号無視	左側通行	車道通行	横断歩道外横断	斜め横断	駐車車両の直前直後横断	走行車両の直前直後横断	路上遊戯中	飛び出し	その他	違反なし	信号無視	右側通行	横断・転回不適當	右折違反	優先通行違反	交差点の徐行違反	一時停止違反	交差点の安全通行違反	ハンドルの操作不適當			その他の安全運転義務違反	違反なし	
数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	2	18

令和2年中学生以下の状態別・違反別死傷者数（18人の内訳）

状態別・違反別	歩行者（3人）										自転車（13人）										原付・二輪車（同乗含む）	四輪車（同乗含む）			
	信号無視	左側通行	車道通行	横断歩道外横断	斜め横断	駐車車両の直前直後横断	走行車両の直前直後横断	路上遊戯中	飛び出し	その他	違反なし	信号無視	右側通行	横断・転回不適當	右折違反	優先通行違反	交差点の徐行違反	一時停止違反	交差点の安全通行違反	ハンドルの操作不適當			その他の安全運転義務違反	違反なし	
数	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	7	0	2

第3章 第10次計画の成果と第11次計画の目標

1 第10次戸田市交通安全計画の成果

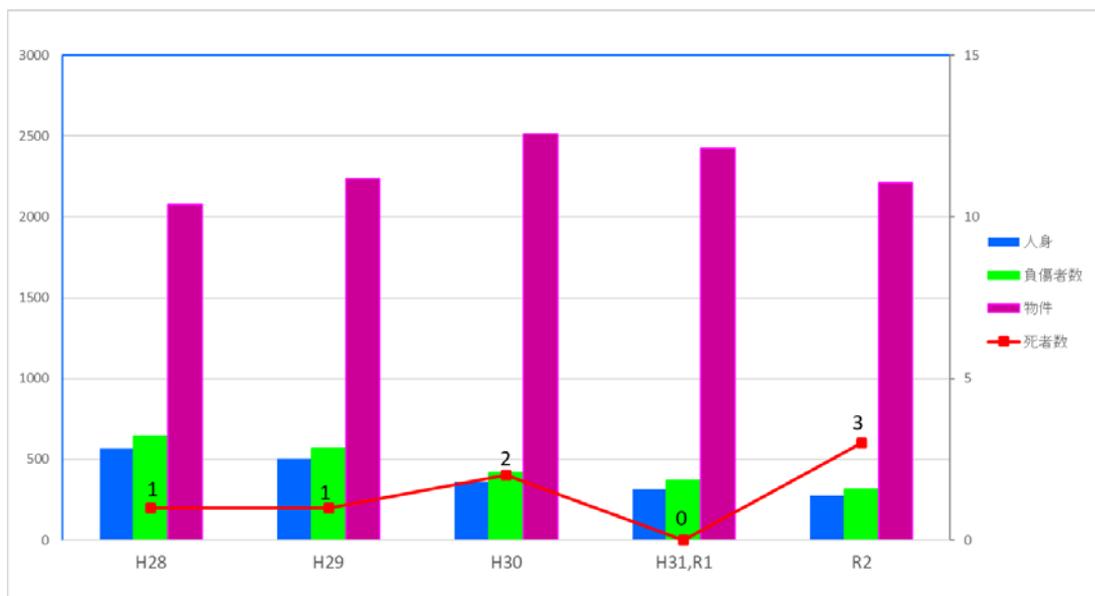
戸田市の第10次交通安全計画(平成28～令和2年度)年中の交通事故発生件数は、平成28年は2,644件であり、その後、平成30年までは増加し、平成31年・令和元年以降は減少傾向となっています。

また、この間の人身事故件数は平成28年において569件、死者数は1名、負傷者数は647人でしたが、令和2年は件数276件、死者数3人、負傷者数317人となり、人身事故件数、物件事数ともに減少傾向で推移しています。

これら交通事故発生件数、負傷者数の減少については、道路環境整備、交通安全思想の普及、安全運転の確保など、関係機関、団体等による総合的な対策の成果と考えられます。

図-2 交通事故発生件数及び死傷者数推移

	人身事故			物件事数 件数
	件数	死者数	負傷者数	
H28	569	1	647	2075
H29	504	1	568	2235
H30	361	2	417	2511
H31,R1	317	0	368	2422
R2	276	3	317	2211



2 第11次戸田市交通安全計画の目標

令和7年（2025年）までに

- 年間の交通事故死傷者数を260人以下とする。
- 年間の交通事故発生件数を2,000件以下とする。

交通事故ゼロの安心・安全なまちを達成することが究極の目標ですが、直ちにこの目標を達成することは困難です。また、近年では、交通事故発生件数等が減少傾向にあります。減少幅が緩やかになっていることや、コロナ禍での外出自粛による影響も考慮し、令和7年までの目標として、令和2年の交通事故死傷者数と交通事故発生件数から、それぞれ約20%の減少を目指し、年間の交通事故死傷者数を260人以下、交通事故発生件数を2,000件以下とします。

3 交通安全対策の方向

交通事故の発生件数、同事故による死傷者数は減少傾向にあります。交通安全防止は、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応しつつ、より効果的な対策を推進する必要があります。

このような観点から、第2部講じようとする施策 第1章 道路交通環境の整備、第2章 交通安全思想の普及徹底、第3章 安全運転の確保、第4章 道路交通秩序の維持、第5章 救助・救急活動の充実、第6章 被害者支援の充実と推進等の効果的な交通安全対策を充実しつつ、特に次の視点に重点を置いて対策を推進します。

○ 対策の重点

（ア） 高齢者及び子どもの安全確保

高齢者による交通事故を防止するため、高齢者の精神的・身体的特徴に配慮した交通安全教育をより一層推進します。

また、幼児・児童には、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として、学齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

高齢者や幼児・児童が安全かつ安心して外出や通学ができるよう、歩道や交差点の改良など道路交通環境の整備を引き続き推進します。

(イ) 自転車及び歩行者の安全確保

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」及び「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」を受けた「戸田市自転車安全利用対策実施計画」に基づいて、自転車利用者の交通ルールやマナーの向上を目指し、交通安全教育を推進するとともに、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発活動をするとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30対策等を要請します。

(ウ) 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の半数以上が交差点及びその周辺において発生していることから、交差点の修繕、改良を推進するとともに、信号機等の設備の設置等を関係機関へ要請します。

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

第5章 救助・救急活動の充実

第6章 被害者支援の充実と推進

第1章 道路交通環境の整備

- 1 交通安全対策の推進と人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - (1) 重大事故の再発防止
 - (2) 道路の改築等による交通事故対策の推進
 - (3) 生活道路における交通安全対策の推進
 - (4) 交通環境のバリアフリー化
 - (5) 通学路等における安全対策

- 2 自転車利用環境の総合的整備
 - (1) 自転車通行空間の整備
 - (2) 放置自転車等の解消
 - (3) 駅周辺の自転車駐車場の整備

- 3 交通安全施設等の整備
 - (1) 交差点の整備
 - (2) 信号機の整備
 - (3) 道路照明灯等の整備

- 4 効果的な交通規制の要請

- 5 駐車対策の推進

- 6 その他の道路交通環境の整備
 - (1) 道路使用の適正化
 - (2) 子どもの遊び場等の確保

第1章 道路交通環境の整備

これまでの交通対策により、戸田市の交通事故は近年減少傾向にありますが、さらなる防止を図るため、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全に通行できる道路交通環境の整備を推進します。

1 交通安全対策の推進と人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

(2) 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車専用通行帯や自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。

(3) 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故発生割合が大きい生活道路においては、車両速度を抑制する道路構造や注意喚起により、歩行者や自転車が安心して通行できる道路空間の整備を推進します。

また、歩行者等の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を実施する「ゾーン30」の整備を要請します。

(4) 交通環境のバリアフリー化

高齢者や障害者を含め全ての人が安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機や道路標識の大型化等の要請、バリアフリーに配慮した構造や視覚障害者誘導用ブロックの敷設を推進します。

(5) 通学路等における安全対策

子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、通園・通学路や未

就学児が日常的に利用する経路を中心に、歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を推進するとともに、保護者や学校関係者による通学路安全総点検を推進します。

2 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

現状の道路幅員を活用し、自転車の交通量や自転車事故が比較的多い等、交通安全対策において必要な箇所において、「戸田市歩行者自転車道路網整備計画」に基づき、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を推進します。

(2) 放置自転車等の解消

駅周辺等における自転車・原動機付き自転車の放置問題を解決するため、「戸田市放置自転車等放置禁止条例」に基づき、放置自転車等の警告・撤去を推進し、安全で快適な道路環境の整備を図ります。

(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備

自転車の利用需要が高い駅周辺について、「戸田市自転車駐車場条例」に基づき、利用しやすい自転車駐車場の整備を図るとともに、自転車利用者のマナーアップの啓発活動を推進します。

3 交通安全施設等の整備

(1) 交差点の整備

交差点の安全を確保するため、交差点の改良にあわせて、視認性に優れた路面標示等の整備を図ります。

(2) 信号機の整備

道路の構造及び交通量の実態等を勘案して、交通事故多発交差点、事故危険箇所等へ、信号機の設置を関係機関に対し積極的に働きかけるほか、既設の信号機についても、交通状況の変化に合理的に対応できるよう積極的に働きかけます。

(3) 道路照明灯等の整備

夜間の交通事故防止のため、危険度の高い交差点の視認性向上のため道路照明灯

等の設置拡充を図ります。

4 効果的な交通規制の要請

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ駐車・駐停車禁止、通行禁止規制等についての見直し、適正化を関係機関に要請します。

5 駐車対策の推進

安全な道路交通環境を維持するため、取締りの実施を要請するとともに、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた駐車禁止啓発活動を推進します。

6 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路使用の適正化

安全かつ円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物に対する啓発活動を推進し、道路占用許可にあたっては無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

(2) 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、公園の整備や学校体育施設の開放を引き続き推進します。

第2章 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底
 - (1) 幼児に対する交通安全教育
 - (2) 小学生に対する交通安全教育
 - (3) 中学生に対する交通安全教育
 - (4) 高校生に対する交通安全教育
 - (5) 若者に対する交通安全教育
 - (6) 成人に対する交通安全教育
 - (7) 高齢者に対する交通安全教育
 - (8) 障害者に対する交通安全教育
 - (9) 外国人に対する交通安全教育

- 2 自転車の安全利用の推進
 - (1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知
 - (2) 自転車の安全利用に対する実施計画
 - (3) 自転車の安全利用に対する取組
 - (4) 幼児二人同乗自転車の普及促進
 - (5) 自転車の安全性の確保
 - (6) 自転車損害保険等の加入義務の周知

- 3 歩行者優先と正しい横断の徹底

- 4 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - (1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底
 - (2) 飲酒運転及び迷惑運転根絶の推進
 - (3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進
 - (4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報活動の推進

- 5 交通安全運動の推進

第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、人命尊重の理念の下、正しい交通ルールとマナーを遵守することで、市民一人ひとりが交通社会の一員として責任を持ち、相手の立場を尊重することができる人材を育成することにつながります。

このため、幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に合わせ、生涯にわたる学習の促進が必要です。

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼稚園、保育園においては、家庭や地域、関係機関・団体と連携、協力を図りながら、計画的かつ継続的に交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力を図りながら、自転車の安全な利用、交通ルールの意味を重視した交通安全教育を推進します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって自他の安全に配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力を図りながら、教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

また、高等学校においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力を図りながら、学校教育時間の中で、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進します。

(5) 若者に対する交通安全教育

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故の実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技術の認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

(6) 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測・回避能力の向上、さらに、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

(7) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ることを目標とします

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

高齢運転者に対しては、自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識させ、関係機関・団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や実車運転体験等による運転技能診断を実施して、診断結果に基づく個別指導を行う等の運転者教育を

推進します。

併せて、自主的な運転免許の返納を促す啓発活動等を推進します。

(8) 障害者に対する交通安全教育

障害者に対する交通安全教育は、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の種類や程度に応じた交通安全教育を推進します。

(9) 外国人に対する交通安全教育

国際化の進展により、外国人に対する交通安全対策の必要性が高まっています。

そのため、本市に居住・就業する外国人に対し、日本の交通事故実態、交通ルール等を多言語のパンフレット等を活用して紹介するなど、広報活動を実施することにより、日本の交通社会に適應できるよう、外国人への交通安全知識の普及啓発を図ります。

2 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図ります。加えて自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の無灯火の危険性を周知し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

さらに、幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用を促進します。

※ 自転車安全利用五則

(平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 2. 車道は左側を通行
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. 安全ルールを守る
- ① 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

- ② 夜間はライトを点灯
 - ③ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

(2) 自転車の安全利用に対する実施計画

「戸田市みんなで守ろう自転車安全利用条例」に掲げる理念を達成するため、「自転車安全利用対策実施計画書」を毎年度策定し、関係機関及び協力団体と協働して自転車安全対策を継続的に取り組みます。

(3) 自転車の安全利用に対する取組

行動範囲が広がり、自転車を利用する機会が増え始める小学校4年生を対象として実施している「子ども自転車運転免許教室」を今後においても継続して実施し、スクエアード・ストレイト技法を用いた自転車交通安全教室を市内の中学校及び高等学校に在学する全ての生徒が参観できるよう3年に1回の頻度で実施します。

また年1回、市民を対象とした自転車交通安全教室を実施します。

(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

(5) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成し、自転車の日常点検の習慣化を促進します。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

(6) 自転車損害保険等の加入義務の周知

埼玉県自転車安全利用条例に基づき、市民及び市内事業者が使用する自転車の損害保険等への加入を促進します。

3 歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なことが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

そのほか、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を推進します。

4 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

(2) 飲酒運転及び迷惑運転根絶の推進

飲酒運転を根絶するため、関係機関・団体、酒類販売業者・提供飲食店等とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転をしない、させない、許さない意識の高揚を推進します。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転を根絶するための広報啓発活動に努めます。

(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早め点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材や自発光式ライト等の普及を図ります。

(4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報活動の推進

交通安全に関する広報については、市の広報誌等を通じて交通安全に対する意識の高揚のため、市民生活に密着したきめ細かい啓発活動を推進します。

特に、交通安全運動期間中は、広報誌以外でも、パンフレット・ポスターの配布、街頭指導、街頭キャンペーンを積極的に展開します。

5 交通安全運動の推進

交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進するため、関係機関及び協力団体と協働して、四季ごとの交通安全運動実施期間や埼玉県自転車の安全利用条例に基づいた「自転車安全利用の日」などのあらゆる機会を捉え、交通事故防止に向けた交通安全運動を積極的に実施します。

第3章 安全運転の確保

- 1 運転者教育等の充実
- 2 二輪車の安全運転対策の推進
- 3 高齢化に向けた対策
 - (1) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用
 - (2) 自主返納しやすい環境の整備
 - (3) 高齢運転者への安全運転サポート車の周知

第3章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

自動車運転者の能力、資質の向上のため、安全運転に必要な知識・技能を身につける参加・体験・実践型の講習会等により、安全運転を実践する運転者育成を推進します。また、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用等を徹底するため、関係団体と協力し、交通安全運動等での街頭啓発活動を推進します。

2 二輪車の安全運転対策の推進

二輪車の特性を重視した安全運転に必要な知識・技能を身につける参加体験・実践型の講習会等を推進するため、指定自動車教習所との連携、協力を図ります。

また、乗車用ヘルメットの正しい着用等を徹底するため、関係団体と協力し、交通安全運動等での街頭啓発活動を行います。

3 高齢化に向けた対策

(1) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの使用を啓発活動します。

(2) 自主返納しやすい環境の整備

高齢者による交通事故の発生を減少させ、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境を作るため、引き続き「戸田市運転免許証自主返納促進事業」を実施します。

また、同制度の周知を図り、利用促進に努めます。

(3) 高齢運転者への安全運転サポート車の周知

高齢運転者のペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車等について周知を図り、利用を促進します。

第4章 道路交通秩序の維持

- 1 交通指導取締りの要請
 - (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの要請
 - (2) 自転車利用者に対する指導取締りの要請
 - (3) 暴走族に対する指導取締りの要請

第4章 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を分析し、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの要請をするとともに交通ルール遵守の啓発活動を推進します。

1 交通指導取締りの要請

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの要請

歩行者及び自転車利用者の事故防止と事故多発路線等における重大事故防止に重点を置き、特に児童、高齢者、身体障害者等の保護の観点に立った交通取締りや、悪質・危険性、迷惑性の高い違反等、さらには、信号無視、一時不停止等の交差点関連違反に重点を置いた取締り強化を要請します。

(2) 自転車利用者に対する指導取締りの要請

自転車利用者による無灯火、信号無視、一時不停止等や傘差し、イヤホン、携帯電話の使用等に対しての自転車指導警告カードを活用した指導警告や、違反を繰り返す悪質・危険な自転車利用者への検挙措置の推進を要請します。

併せて、生活道路における車両の安全な走行方法の普及、指導取締り等の総合的な推進を要請します。

(3) 暴走族に対する指導取締りの要請

暴走行為ができないよう暴走族に対する指導取締りを要請します。

第5章 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民による適切な応急手当が必要なことから、応急手当普及啓発活動を推進します。

また、救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管、薬剤投与が実施できる救急救命士の育成及び救急・救助隊員の高度な知識と技能等を活かした応急処置技術の向上を図り、各種事案に、迅速・的確に対応できる救急・救助体制の充実を推進します。

第6章 被害者支援の充実と推進

交通事故の被害者やその家族の福祉の向上などを図るため、交通事故相談については、広報誌等を積極的に活用し市民相談日の周知を図るとともに、埼玉県が実施する交通事故相談所との連携を推進します。

また、特に多様化・複雑化する相談内容への対応は、市民相談での法律相談の活用強化を図ります。